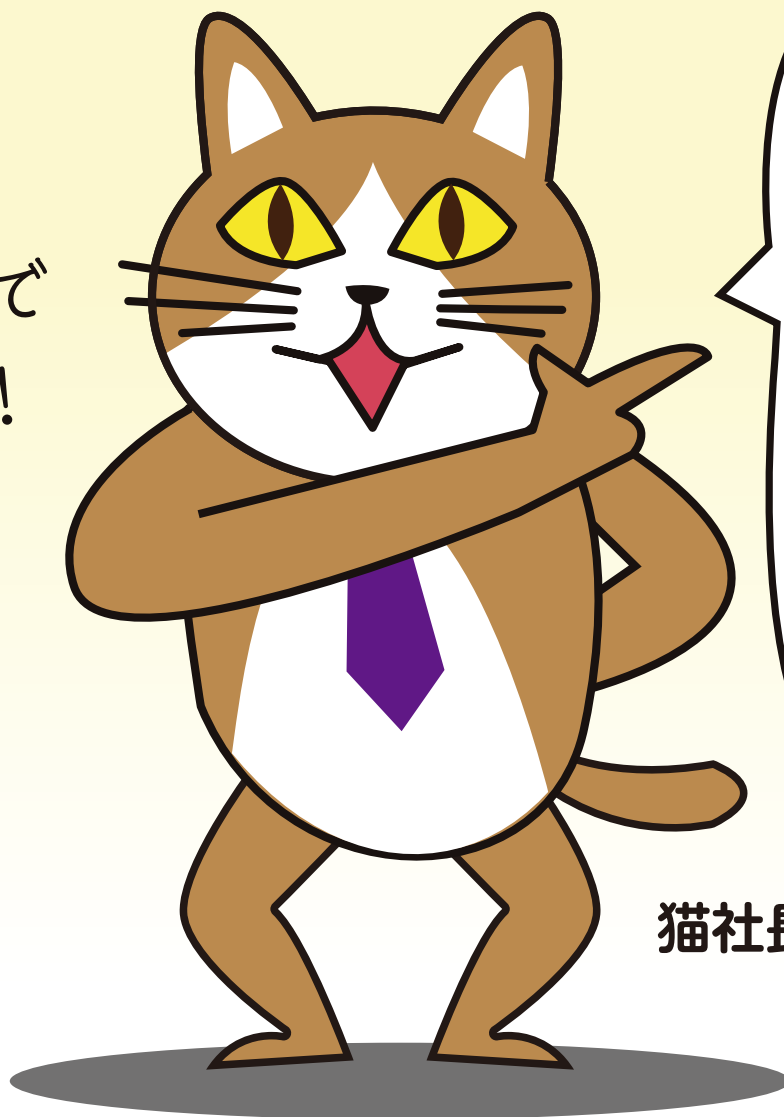


猫社長にもスッキリわかる!!

消費税 インボイス制度

ニホンゴで
頼むわ!



猫社長

そもそも
「インボイス」って何?

令和5年10月から始まる「消費税インボイス制度」について わかりやすく解説します!!

(令和5年10月から適格請求書を発行するためには、令和5年3月31日までに登録が必要)

■インボイスとは?

インボイスとは、英語で貨物の送り状(明細書)のこと
で、荷送人(輸出者)が荷受人(輸入者)宛てに発行する
ものですが、消費税インボイス制度では、売手が買手
に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために
発行する『適格請求書』のことを“インボイス”と呼びま
す。ここでいう『適格請求書』とは領収書やデータも含
みます。



■適格請求書は今までと何が違う?

登録番号が記載される

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「適用税率」
及び「消費税額等」、そして適格請求書発行事業者に
登録すると発行される「登録番号」の記載が追加された
書類やデータをいいます。



POINT 1

■なぜ適格請求書(インボイス)が必要なの？

適格請求書でなければ、経費にかかった消費税を控除できなくなる

通常消費税は、売り上げに対してかかる税額から、仕入れ時にかかった金額を差し引いて申告します(これを『仕入税額控除』といいます)。令和5年10月以降は、適格請求書でなければ、この制度が適用されなくなります。



登録番号のない請求書だと、
消費税分が控除されなくなる？



登録番号のない請求書を受け取ったお客さんは、
消費税を二重払いすることになるってこと？



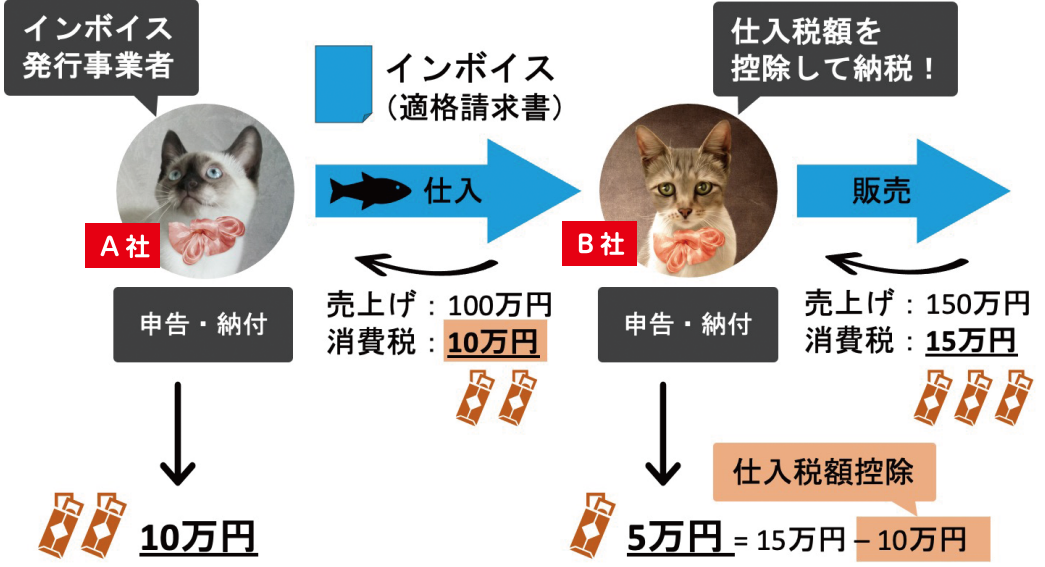
消費税を請求するのであれば、
登録番号が記載された
請求書を発行しないと、
取引がなくなるかも・・・

下図の例をご覧ください。あなたの会社（B社）が、商品を仕入れて110万円（税込）支払って領収書を受け取りました。そして仕入れた商品は165万円（税込）で販売したとします。

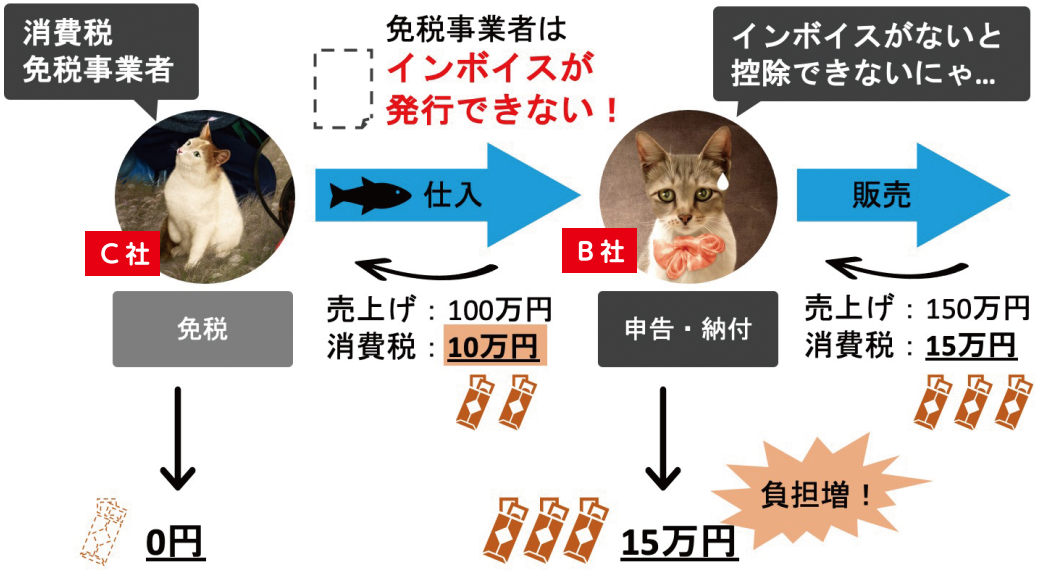
この時、あなたは仕入れ時に消費税を10万円支払い、販売時に15万円預かっている状態です。インボイス発行事業者であるA社からは、登録番号が記載された領収書を受け取っているため、預かっている15万円の消費税から、仕入れ時に支払った10万円を差し引いて申告することができます。

しかし、免税事業者であるC社から受け取った領収書には登録番号が記載されていないため、仕入れ時に支払った消費税10万円を差し引いて申告することができなくなります。つまり、あなたの会社（B社）は仕入れ時に支払ったはずの消費税10万円を、申告時にもう一度支払うことになり、10万円多く負担しなければならなくなります。あなたの会社は、C社を継続的に利用することに同意するでしょうか？

インボイス発行事業者の場合



免税事業者の場合



POINT 2

■ 適格請求書発行事業者に登録すると、消費税課税事業者となる

今まで消費税免税事業者だった年間売上1,000万円以下の事業者も課税事業者となる

インボイス(登録番号付き請求書)を発行するためには、年間売上が1,000万円以下でも課税事業者となる必要があります。



登録番号を発行するためには
消費税課税事業者に
ならなくてはならない。

免税事業者であることのメリット・デメリット

【メリット】

- ▶ 消費税の申告手続きが必要ない

【デメリット】

- ▶ 取引先が減る可能性がある
- ▶ 値引きを要請される可能性がある
- ▶ 売上が減る可能性がある

課税事業者になることのメリット・デメリット

【メリット】

- ▶ 適格請求書の交付ができる

【デメリット】

- ▶ 消費税の申告手続きの手間が増える
- ▶ 適格請求書に合わせて請求書のフォーマットを変更しなければならない

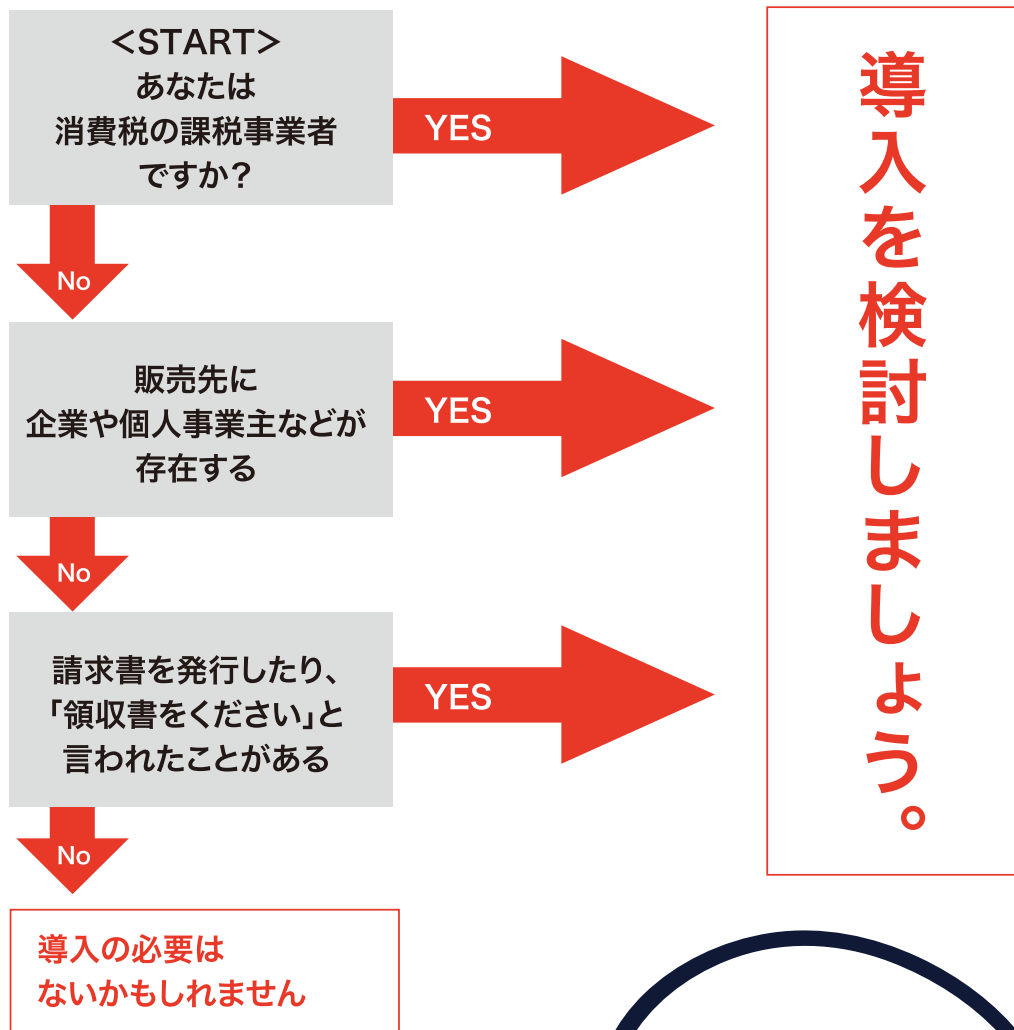


■あなたには必要?? インボイス登録チェックチャート!

インボイスを発行できた方がいい?

「お客さんは個人メインだし、申告も煩雑になりそうだから、できれば免税事業者のままでいたい」とお考えの方もいらっしゃることでしょ。

以下のチェックチャートから、本当にインボイスが必要ないかどうかチェックしてみよう!



■ 適格請求書発行事業者に登録するには？

制度開始に向けて、今すぐ内容を確認しておこう！

制度がスタートする令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として**2023年(令和5年)3月31日**までに登録申請を行う必要があります。

より詳しい情報は、下記URLより資料をダウンロードしてご確認ください。

<https://ittools.smrj.go.jp/data/invoicedoc.pdf>



[サポートブック]

消費税インボイス特集 基礎の基礎

～免税事業者だからこそ大変！インボイス制度のポイントと対策～

■ 忘れちゃいけないIT活用！

この機会に会計のIT化を進めて、会計業務を効率化してしまおう！

インボイス制度では、請求書等への記載項目が多くなります。IT化で発行業務を省力化しましょう。また、すでに請求書等の発行をIT化している場合は、そのアプリがインボイス(適格請求書)に対応予定かどうかを確認しておく必要があります。財務会計ソフトでは、適格請求書の記載項目に対応できるアプリを利用しましょう。これらの会計関連アプリの対応(バージョンアップや新規導入)(※)では、IT導入補助金などの助成制度を活用して早めに準備していくことをお勧めします。

(※)ワンポイントアドバイス

会計関連アプリの対応では、令和4年1月施行の改正電子帳簿保存法に対応する保存システムや会計システムとの連携も重要な確認事項となります。電子帳簿保存においては、国税庁の推奨するJIIMA(ジーマ)認証情報リスト(電子取引ソフト)に対応するアプリの利用をお勧めします。

<https://ittools.smrj.go.jp/>

